

2012.5.15

NPO法人食品安全グローバルネット 様

食品添加物への対応に関する質問についての回答

1 未承認遺伝子組み換え食品添加物が流通したことについて

<回答>未承認の遺伝子組み換え食品添加物の流通については、これまでも国内でスターリンク事件など多くの未承認作物流通事件が起きていることから、表に出ていないものも相当あると思われます。

今回の件に対しては、①食品衛生法に基づき、未承認遺伝子組み換え食品添加物が使用・製造された食品の販売・流通を即時に停止し、回収命令を発するとともに、輸入業者の社名、添加物製造業者、食品販売メーカーおよび食品名を公表し、違反して輸入した業者には直ちに罰則を適用すべきです。②輸入時の検査体制について、検疫所においては、サンプル調査などモニタリング検査の拡大および監視体制・人員の強化、登録検査機関などによる検査体制の強化、輸入業者による検査の徹底、添加物に対する検査方法の確立などを進めるべきです。③さらに、国は、未承認遺伝子組み換え食品の流通実態の把握（調査）、消費者への情報提供、輸入業者や製造・販売メーカーへの指導の徹底を行なうこと。④遺伝子組み換え（GM）作物・食品は健康や生物多様性に重大なリスクをもたらす可能性があることから、GM食品の即時流通の停止、全食品の表示、長期摂取の安全性試験の実施、健康や生態系とGM作物・食品との関連調査などを行ない、安全性を全面的に見直すべきです。

2 ビタミン類の供給体制について

<回答>ビタミンは本来、食事から摂るべきものであると考えます。必要なビタミンを食物から取れるよう食生活の改善が第一です。しかしながら、食事に手間と暇をかける事ができない状況におかえれている人もいます。特定のビタミンを過剰に摂ると過剰症を起こす危険があるため、ビタミン類の供給は、複合型のビタミン剤を確保する方向がよいと考えます。

3 食品に使用された食品添加物の表示、食品表示一元化について

<回答>食品の原材料は、食品添加物・農薬などとは別の項目に分ける、添加物の用途をわかりやすく記載すべきです。加工食品等には原産国原産地表示を義務づけ、食

品表示の適用範囲を外食産業などにも広げます。

現行の遺伝子組み換え食品表示制度については、不安な遺伝子組み換え作物が原料に使われているのかどうか正確な情報が知らされず、義務表示の対象食品が少ないことから、油やしょうゆなど遺伝子やタンパク質が分解されず不純物が残った場合の健康への影響、予期せぬ成分の生成による被害などを引き起こす可能性があります。

遺伝子組み換え表示制度は、EUの表示制度を参考に、①すべての食品を表示対象にする（遺伝子組み換えが使用された全ての成分（油や醤油、清涼飲料水など）を表示することを義務づける）、②混入率は0.9%までとする、③表示の信頼性を高め、用途の有無・混入、生産者を追跡できるトレーサビリティ制度を導入する、④畜産の飼料（米国のBtコーンなど）も表示を義務づけることなどをめざします。

食べ物の中味を正しく知る・選択権を確保するなど消費者の権利を保障し、食の安全安心を確保するため、食品表示の一元化を進めるとともに、食品表示制度・関連法の統合をはかる「食品表示法」の制定をめざします。

社会民主党政策審議会

事務局 牛越元

電話 03-3592-8345

FAX 03-3580-8068